

学校で飼育している動物の管理者の皆様へ

平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫と同年11月から翌年3月にかけて発生した高病原性鳥インフルエンザは、我が国の畜産にとってかつてないほど大きな被害をもたらしました。それに伴い、本年10月1日、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」が大きく見直され、その遵守と都道府県知事への飼養状況の定期報告が義務付けられました。

発生予防のためには、日頃の衛生管理が重要となります。学校で飼育している動物の管理者の皆様においても、畜産農家の方々同様に飼養衛生管理基準を遵守していただく必要があります。

飼養状況の報告は、対象家畜を1頭(羽)でも飼育している場合は対象となりますので、該当する家畜を取り扱っている場合は、下記の家畜保健衛生所へお問い合わせくださるようお願いいたします。

対象家畜及び報告事項

家畜伝染病 予防法対象家畜	報告事項	頭羽数調査時期 ※	報告時期 ※※
牛、水牛、馬	飼養している家畜 の種類及び頭羽数	当該年の2月1日 時点の飼養頭羽数 (但し、同日前に 販売等により移動 を行ったことによ り通常より少ない 場合は、販売前日 時点とする。)	毎年4月15日まで
鹿、めん羊、山羊、 豚、いのしし			毎年6月15日まで
鶏、あひる、うず ら、きじ、だちよ う、ほろほろ鳥、 七面鳥			

※平成23年については、10月1日時点の頭羽数。

※※平成23年については、12月15日まで

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の発生予防について ご協力をお願いします。

家畜保健衛生所名	管轄地域	電話番号
中央家畜保健衛生所	(千葉・東葛飾)	043-250-4141
東部家畜保健衛生所	(海匝・山武・長生)	0475-52-4101
南部家畜保健衛生所	(安房・夷隅・君津)	04-7092-2304
北部家畜保健衛生所	(印旛・香取)	0478-54-1291

学校で飼育している動物の管理者の皆様へ

家畜伝染病予防法が改正されました
— 飼養衛生管理基準の見直しと早期通報の徹底 —

- 鳥インフルエンザ・口蹄疫などの発生を踏まえて、「発生の予防」と「早期の発見・通報」が徹底されるよう、家畜伝染病予防法が大きく見直されました。
- 学校で飼育している動物の管理者の皆様も、下記の飼養衛生管理基準に基づいて、日頃の衛生管理を行うとともに、鳥インフルエンザ・口蹄疫が疑われるときは、最寄りの家畜保健衛生所へすぐに通報してください。

新しい飼養衛生管理基準のポイント

1. 最新情報の確認
農林水産省のホームページなどを通じて、伝染病の発生予防などに関する情報を積極的に把握しましょう。
2. 衛生管理区域の設定と消毒の徹底
飼育舎等を衛生管理区域と考えて、この区域に出入りする際は、必ず消毒（消毒に適さないものは洗浄で可）しましょう。
衛生管理区域専用の衣服と靴（上着やブーツカバーでも可）を使用し、出入りする際には、靴の消毒と手指の洗浄又は消毒をしましょう。
野鳥・野生動物の侵入を防ぐため、対策（防鳥ネット等）をとりましょう。
3. 飼育動物の健康観察と早期通報
毎日、健康観察を行い、異状が確認されたら直ちに家畜保健衛生所に通報しましょう。症状は、下記参照。

【家畜保健衛生所への届出が必要となる「特定の症状」】

≪高病原性鳥インフルエンザの特定症状≫

過去21日間の平均死亡率の2倍を超える死亡があった場合

≪口蹄疫の特定症状≫

39.0度以上の発熱、流ぜん、鼻や口やひづめに水ほうやびらんなどがあつた場合

哺乳畜の半数以上の死亡などがあつた場合

4. 飼育状況の定期報告
毎年、飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生管理の状況を報告しましょう。（前頁参照）

各家畜保健衛生所の名称,組織,住所,電話番号及び所管区域

名称	組織	住所(案内図)・電話	所管区域
中央家畜保健衛生所	(千葉市) 庶務課 衛生指導課 防疫課 (佐倉市) 病理生化学課 細菌ウイルス課	〒262-0011 千葉市花見川区三角町656(本所) TEL043-250-4141 FAX043-286-0090 〒285-0072 佐倉市岩富町 497 TEL043-498-1431 FAX043-498-1475	千葉市・習志野市・市原市・八千代市 市川市・船橋市・松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・浦安市
東部家畜保健衛生所	衛生指導課 防疫課	〒283-0064 東金市川場 1105-3 TEL0475-52-4101 FAX0475-52-3335	銚子市・旭市・匝瑳市
			東金市・山武市・山武郡
			茂原市・長生郡
南部家畜保健衛生所	衛生指導課 防疫課	〒296-0033 鴨川市八色 52 TEL04-7092-2304 FAX04-7092-1434	勝浦市・いすみ市・夷隅郡
			館山市・鴨川市・南房総市・安房郡
			木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市
北部家畜保健衛生所	衛生指導課 防疫課	〒287-0004 香取市岩ヶ崎台 12-1 TEL0478-54-1291 FAX0478-54-5996	成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・印旛郡
			香取市・香取郡